

午後 3時40分開会

○委員長 それでは、ただいまから放射能等災害対策特別委員会を開きます。

---

○委員長 本日はさきの委員会で決定したとおり、放射能等対策費用の補償等に関しまして、参考人として東京電力株式会社の関係者をお呼びしております。参考人の皆様には、本日の放射能対策特別委員会に御出席いただきましてありがとうございます。

まず、我々のほうから自己紹介をさせていただきます。

委員長の末永康文です。

○渡部 副委員長の渡部和子です。

○委員長 それでは、こちらから、上橋委員からどうぞ。

○上橋 委員の上橋でございます。

○村田 委員の村田と申します。

○助川 同じく委員の助川と申します。

○石井 同じく石井です。

○小島 同じく小島です。よろしくどうぞ。

○小松 同じく小松です。よろしくお願いたします。

○松本 委員の松本です。よろしくお願います。

○海老原 委員の海老原です。よろしくお願います。

○山下 委員の山下です。よろしくお願います。

○市村 同じく委員の市村です。

○委員長 続きまして、参考人の皆さんからお願いします。東京電力の方どうぞ。

○参考人（萩原） 千葉補償相談センターの所長をしております萩原と申します。

本日はよろしくお願いたします。

○参考人（石橋） 同じく千葉補償相談センター副所長の石橋と申します。よろしくお願いたします。

○参考人（平田） 同じく千葉補償相談センターの部長をしております平田と申します。よろしくお願いたします。

---

○委員長 それでは、審査に入りますが、審査に入る前に、本来であれば東電の皆さん方はもっと早い段階で私ども議会に報告や、あるいは謝罪も含めて見えるべきだったと思います。2年半もたって、来いと言ってもなかなか来なくて、2年半になってやっと来るというのは、私どもについては委員会も含めて憤りを感じているところです。ぜひ社長にそのことを伝えていただきたいと思います。そして、きょうは委員さんからそれぞれ質問項目、あるいは要望が出されておりますから、その線に沿って、ぜひ誠意を持って回答願いたいと思います。既にマスコミでも明らかになっておりますが、汚染水を垂れ流している。そういうことを聞くと腹立たしく

思います。私個人的でありますけれども、魚がとても好きですから、その魚、汚染水を飲んだ魚を食べるかと思うと、末恐ろしく感じます。まず、垂れ流すのだったら東電の社長以下みんながその汚染水でお風呂入ったり、生活をまずして見せてほしいと言いたいと思います。そのことをぜひ社長に伝えていただきたいことをお願いしたいと思います。そういう危険なものについて海に垂れ流すなど。垂れ流すのだったら、自分たちがきちっと使ってから、使ってみて安全かどうか確認してから流せと言いたいと思います。横道にそれましたけれども、それでは、審査に入ります。

放射能対策費用の補償等に関しては、先ほど申し上げましたが、委員の皆様から事前に質疑項目をいただきました。また、先日当委員会で協議しました要望等については、議長名で東京電力株式会社代表執行役社長宛へ送付いたしました。つきましては、それらを含めて、まず参考人の方から御説明をいただき、その後、質疑応答を進めてまいりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の皆様からの質問につきましては、通告した項目に限るようなことはいたしません。また、ほかの委員さんからも関連があれば加わっていただいて結構ですので、よろしく願いいたします。

それでは、まず、参考人の方から御説明をお願いいたします。どうぞ。

○参考人（萩原） 本日は柏市放射能等災害対策特別委員会の委員の皆様、貴重なお時間をいただきありがとうございました。委員長様から今御叱責を受けて、初めて今回ここに来て本当に申しわけございません。福島第一原子力発電所の事故から2年4カ月余りが経過しているにもかかわらず、今なお発電所周辺地域の皆様を初め広く社会の皆様、柏市民の皆様に大変な御迷惑と御心配をおかけしていますことを改めて深くおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

それでは、質問いただきました事項につきまして回答させていただきたいと思っております。質問事項の1つ目として、福島第一原発事故を引き起こした加害者責任について、加害者としての責任をどう感じているのかという御質問いただいております。弊社はこれまで原子力災害のリスク低減にさまざまな観点から取り組んでまいりましたが、結果として放射性物質を外部に放出させるという大変な事故を引き起こしたことにつきまして、本当に深くおわび申し上げます。弊社といたしましては、事故の当事者であることを真摯に受けとめ、被害を受けられた方々の目線に立った親身・親切的な賠償を実現するとともに、着実な廃止措置の実施などに取り組んでいきたいと思っております。

2つ目、特措法の44条第1項に対する基本的な考え方につきましてということで、弊社福島第一原子力発電所の事故により大変な御迷惑、御心配をおかけして本当に申しわけございません。弊社は現在原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みのもとで、中間指針等を踏まえ、被害を受けられた皆様へ迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでおります。弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、必要かつ合理的な範囲で適切に対応させていただきます。

何とぞ御理解を賜りますようお願い申し上げます。

2番目の項目、損害賠償につきまして。自治体からの損害賠償請求の内容ということで、御請求者様、地方公共団体様からの御請求状況等につきましては、弊社としては御回答いたしかねますので、何とぞ御理解を賜りますようお願いいたします。なお、柏市様からいただきましたものにつきましては、28.3億円の請求を今いただいているところでございます。しかしながら、本請求金額は国からの財政措置などを控除していないことを確認しておりますので、今後これらにつきましては、しっかりと柏市様と御協議させていただきましてお支払いを続けさせていただきたいと考えております。

上記の実績ということで、現在まで柏市様にお支払いしている賠償金額といたしましては、上水道や廃棄物事業に対する賠償金として約3.1億円をお支払いさせていただいております。

3番目の質問で、民有地の除染に関して自治体からの請求内容とその実績について御質問いただいております。これにつきましても御請求状況等につきましては個々にありますので、弊社としては御回答いたしかねますので、何とぞ御理解をお願いしたいと思っております。柏市様からは3月29日に受領した任意請求書の中で放射線量低減対策費用の項目の中に民有地という記載がありまして、その金額は今140万円というふうにいただいております。現在のところ支払いはしておりません。

4番目の御質問、個人からの損害賠償に関する考え方と現在とっている手続の方法についてという御質問いただいております。賠償全体の考え方として、弊社事故との相当因果関係が認められる原子力損害に対して、公平性のある基準を設けて必要かつ合理的な範囲で賠償するという考えにのっとっております。柏市で農業を営まれている方などへの営業損害や風評被害に関する賠償については、当社のコールセンターでの電話相談や千葉補償相談センターによる説明会なども実施して速やかなお支払いをすべく現在対応を行っております。

3番目の項目、住民の声ということで、直接寄せられた苦情・意見・要望等の内容、件数、対応ということでございますが、詳細な件数の集計等は行っておりませんが、電話の本数は2年4カ月で約160万本ぐらい当社のほうに入っております。御請求者様からの主な御質問や御要望に対する弊社の見解につきましては、弊社ホームページに掲載しております。今後も御請求者様からいただく御意見、御要望等につきまして、しっかりお伺いさせていただき、適切に対応してまいりたいと考えております。

4つ目、補償の意思ということで御質問いただいております。そのうちの原子力損害の賠償に関する法律や放射性物質汚染対処特別措置法に基づき放射能対策に要した費用を全額補償する意思についての確認を求めるといふ御質問をいただいております。除染につきましては、放射性物質汚染対処特別措置法に基づき、国や関係市町村様が実施し、その費用の請求を弊社が受けることになっております。また、この特措法によらない除染などにつきましては、中間指針や中間指針第二次追補な

どを踏まえ適切に対応していきたいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含めてお取り扱いが決まっておりません。何とぞ御理解賜りますようお願いいたします。

5つ目の御質問ですが、補償内容。補償されるべきもの、補償されないものをどのように考えているか。特に健康調査費用、私有地除染費用、風評被害対策費用はどうか、御質問いただいております。弊社は現在原子力損害賠償支援機構法を含む原子力損害賠償制度の枠組みのもとで、中間支援を踏まえ、被害を受けられた皆様への迅速かつ公正な賠償金のお支払いに取り組んでおります。弊社事故と相当因果関係が認められる損害につきましては、必要かつ合理的な範囲で適切に対応させていただきます。また、地方公共団体様が行う必要かつ合理的な健康調査として身体検査としましては、政府による避難指示等の対象となり避難等余儀なくされた方への身体検査費用がその範囲と考えております。また、除染につきましては、放射性物質汚染対処特措法に基づき国の費用負担により実施され、後に当社へ求償されるものと認識しております。なお、特措法によらない除染などにつきましては、先ほども申し上げましたが、中間指針や中間指針第二次追補などを踏まえ、適切に対応したいと考えておりますが、現時点ではお支払いの可否も含めてお取り扱いが決まっておりません。また、風評被害対策費用につきましては、柏市様が費用を御負担された経費やその費用の内容を具体的な御事情をお伺いして適切に賠償させていただきたいと考えております。

6番目、汚染土壌と焼却灰の処理についてどう考えているのか。放射性物質に汚染された廃棄物については、特措法及び廃棄物処理法に従い処分が進められているものと認識しております。弊社といたしましては、国や関係自治体様と御相談させていただきながら、本法律の枠組みにのっとり進められる廃棄物処理等に関する諸策に可能な限り尽力させていただきたいと考えております。しかしながら、廃棄物の引き取り、一時保管場所の提供につきましては、同様のお申し出を多数いただいております。個別の御要請にお応えすることが極めて困難な状況であることを何とぞ御理解いただきたいと思います。

資料の提出の御要望ということで1から5いただいております。1から4の資料につきましては、千葉県内の状況となりますと他自治体や個人の方の請求賠償状況を含む内容となるため、資料の提出はできかねますことを御理解賜りたいと思いません。また、資料5につきましては、これにつきましては弊社では知見がございません。資料の提出ができかねることを御理解賜りたいと思いません。

雑駁ではございますが、御回答させていただきました。

○委員長 ありがとうございます。

では、これより質疑があれば、これを許します。どなたかどうぞ、委員の皆さん。

○小松 今全般的にお話を伺っている中で、最終的に決まっていけないというようなお話だというふうに私は受けとめたんですけども、今後決まっていくという可能性というか、そういったものはあるのでしょうか。

○参考人（萩原） また、国のほうで文科省のほうで紛争審査会というものがありまして、そこでもう三十七、八回議論をさせていただきまして、それで、今月も8月のたしか今週の1日か2日にもまた文科省であります。そこはどのような考え方で賠償を進めればいいのかというようなことで、そこで案が出され、決められた場合には、当社といたしましては、それにのっとり適切に対応させていただきたいと考えております。

○小松 お話の中で必要かつ合理的な範囲でというのを何度かお伺いしたんですが、その辺もう少し具体的に、何がどう必要で、何がどう具体的な範囲になるのか。わかる範囲でもう少し具体的に聞かしていただきたいんですけど。

○参考人（萩原） これやはり御請求者様から個別にいろいろな御案件が出てくるというふうに考えております。その中で御請求者様がどのように費用がかかったとか、どういうやり方をしたとか、そういうようなことをしっかり聞かせていただきまして、それで、お支払いができるのか、できないのかということになりますので、これがこうだというようなことが中間指針等で決まっていらないものにつきましては、特にこうだという決め事ではなっておりません。

○委員長 関連があればどんどん言っていただいてもいいですよ。時間がないから。どうぞ。今の関連で、小松さんの。

○海老原 民有地の除染について、先ほどの御回答の中で2番の（3）では、柏市として民有地は除染の費用140万円の請求があるけれども、まだ未払いだという説明がありました。あと、個人が除染に要した、（4）ですね、個人からの損害賠償に対する考え方として、合理的、公平性のある基準を設けて賠償を行っていくということは先ほど述べられたんですけども、個人が自分の自宅や民有地を除染した場合に、請求すれば、それに応じていただけるんでしょうか。また、今までにそういったことで、個人情報に触れることは出せないでしょうけれども、具体的にどういう内容で何件ぐらい、どういった費用を賠償したというようなことは、この場でお答えはいただけないんでしょうか。

○参考人（萩原） 個人につきましては、特措法以外のものというふうに考えてよろしいわけですよ、特措法で請求されないものと。それにつきましては、先ほども申させていただきましたように中間指針及び中間指針二次追補に基づいて適切に賠償するという事になっておりますが、今のところ個人様からの御請求で当社のほうで、先ほども回答しましたが、まだその後どのようにお支払いするとか、どのようにお支払いしないとかということがまだ決まっておりませんので、お支払いが今のところ進んでおりません。

○委員長 ちょっといい。東電さん、私どもから要望書上がっていますよね。要望書の内容は、今みたいな議論になるから市内に賠償受付窓口、これは柏市だよ、並びに相談窓口、東電側、双方につくってくださいよと、そういう窓口を。そして、ある意味ではマニュアルみたいなのをつくって写真添付しなさいよとか、0.23以上だったら何センチは、0.23以上なきやだめよとか、そういうマニュアルつくってお

互いに交渉して、そのための除染した場合は写真とか添付して出せば補償しますよとか、その土壌、その汚染土壌をどこに持っていったらとか、そういうことを今聞いているんですよ。だから、具体的にこういうふうに聞いているんだから、そのことについてどうするかを答えてくださいよ。

○参考人（萩原） 大変申しわけ……委員長からの御指摘いただきました。その辺がまだ決まっていないというのが当社でございまして、それが決まりまして賠償するという事になれば、そのような対応をさせていただきたいと思います。ただ、今現在は決まっていないというのが現状でございます。

○委員長 決まっていないんじゃないかと決めてくださいよ。迷惑しているんだから。あなた方が振りまいたから迷惑しているんだから、決めてください、それは。いいですか。決めて、そして、最終的に補償はされない場合がありますよと。それはあるかもしれませんね。だけど、そういうの決めてくださいよ。窓口つくってどんどん、どんどんあれして、基準をつくって、それは補償する、しないと決まっていくじゃないですか。そういうことはしてくださいよ。上が決めてなきゃ、誰が決めるんですか。誰が決めているんですか、そういうのは。

○参考人（萩原） 国等との協議ということになると思っています。

○委員長 いや、特措法の第5条で言っているでしょう。原子力事業者は、読みますよ。事業者は何をしなきゃいけないか。事故由来の放射性物質による環境の汚染への対処に関し、誠意を持って必要な措置を講じるとともに、国や地方の事故由来に対する環境汚染の対処するには協力しなければならないというんですよ、それは。だから、そのことを柏市も民地除染についてどうするかとか言っているわけだから、それに対して協力する姿勢で、そういう窓口つくって協議しましょうと。具体的に始めてくださいよ。あなたたちが放射能散らばしてから、まき散らしてから2年半たつんですから。だから、それをつくってくださいと言っているんです。結果として、それは国も市町村も東電も補償しないということはあるかもしれません。だけど、そういう窓口をつくってくださいと言っているんです。つくってお互いに協議をしましょうと言っているんだから、つくってくださいよ。

○参考人（萩原） 窓口としては千葉補償相談センターでやらさせていただくことになると思います。ただ、本当に先ほどから言っているように、先ほど委員長のほうから0.23がと、そういう数字をお示しなさったと思いますが、まだそういう基準ができていないんでなかなか協議の場に移れない。ただ、お話を聞くことになってしまう可能性は高いと思います。

○委員長 関連があればどうぞ。

○市村 この相談室はいつ設立された組織なんですか。

○参考人（萩原） 23年の5月でございまして。

○市村 それで、千葉の補償相談センターというのは、どのくらいのスタッフでやられているんですか。

○参考人（萩原） 今は46名でやらさせていただいています。

○市村 それで、千葉の場合、汚染を、対象地域と以外の地域とあると思うんですけども、各地域別にこの補償センターの社員の方を置いているのですか。それとも千葉県全体としてこの46名でお仕事されているということですか。

○参考人（萩原） 現在この46名で毎日いろんな所に行かさせていただいております。

○市村 そして、この補償センターというのは、あくまで補償に対する相談ということですか。

○参考人（萩原） はい、それで結構でございます。

○市村 それで、今幾つか私も質問したい中に、柏市の旭町に福島からの被災された方が150名ぐらいおるんですが、御存じですか。

○参考人（萩原） 私自身は旭町に150名いるということは知りませんでした。ただ、千葉県に約3,000名弱ぐらいの方が福島から来ているということは理解しております。

○市村 その人たちの相談というのは、各都道府県が窓口になるのですか。

○参考人（萩原） 県というか、その旭町にいらっしゃっている方から御質問等が当社に来れば、大分もう来ておりますが、それはこちらから出向いていきまして御説明をさせていただいているというような状況や、または当社にコールセンターというのがありまして、フリーダイヤルでかかるところがありまして、そこにお電話をいただいて、そこで御回答をさせていただいている。その2つのパターンがあると思います。

○市村 当初柏市はこの被災者の3.11以降、被災者の避難場所を都市機構とかいろいろ、JRとか依頼をしまして、その中でNTTの御協力を得て、当初は柏市の負担として、また住民等も、我々地域の者もその空き家をみんなボランティアで、でも、そのときに皆さん方の姿は一切見えないんですよ。それで、電力料金の集金には来ますけど、こういう補償とか、そのような話し合いは柏市とはどのように今までされてきたんですか。このセンターと、千葉補償センターと柏市は。

○参考人（平田） 柏市様とは先ほども申した形です。24年3月29日に、まず、この分までの柏市様に御負担いただいた費用ということで、私どもまだ具体的にお示し、お支払いできるか否かも含めてお示しをできない部分もあったタイミングではありますけれども、まず、この事故に伴って柏市様がこれだけ負担したよということで御請求のほうをいただいております。その中で私どもとしまして、このような考え方というようなものをお示した、先ほど例として出させていただいております水とか下水の、あるいは焼却灰、廃棄物の関係のお支払い、お支払いできるものから順次進めて速やかにお支払いしているというところでございます。

○市村 ちょっと私の質問と違うんですけども、この委員会というのは特別委員会、2年前の9月に設立された委員会なんですけども、ここの委員会と柏市の執行部とが議論して解決を見ることは何もないわけですよ。そうすると、皆さんたちが柏市と連携をしてもっと、何か請求があったから支払ったとか何かではなく、柏の状況

を皆さんたちがもっと肌でこの46名の中で幾つかの部隊に分かれたとするならば、その人たちが柏のことは何でもわかると。この地域はこういうことがあった、この地域はこうなっている。また、廃棄物に対しては、この地域、この地域が今大変困っていると。そして、この廃棄物は最終的に国が、国がと言いますけども、皆さんたちがどこまでできるかだと思うんですよ。ですから、もう少し行政側とコミュニケーションをとっていただきたいというのが、N T T社宅以外の被害をこうむった人たちとの窓口というのは柏市が窓口になっていますので、ぜひその辺のコミュニケーションをとっていただきたいと思います。

それから、東京電力には都道府県、市町村、至るところに高圧線やたくさんの設備をお持ちなわけですし、支店もあるし。そういった中でチェルノブイリの事故の後、いろいろ私もそこを研究されている方のお話を伺いましたけども、今線量計というのはもうまちにあふれるほど誰でも持っていますよね。でも、正式な柏市として、毎日、また毎時の線量が表示されるようなところ、例えば東京電力柏支店の屋上にはいつも表示されていると。きょうは何マイクロシーベルトだとか、そのような設備とか市民を安全、安心させる、何かそういう工夫を考えたことはないのでしょうか。

○参考人（萩原） 今のところそういうのを考えていないので、今市村委員からのお話、ちょっと本社にお話ししておきたいと思います。

○市村 駅おりたらぱっと見るといろんな広告がある中に、東京電力として線量が一目でわかるような、そんな工夫もしていただけたら、少しでも皆さんたちと気持ちがつながっていくんじゃないかなと思うので、一応よろしく願いいたします。とりあえず。

○松本 2点伺いたいんですけれども、まず1点目は、先ほどから話になっている合理的な補償ということなんですけど、私どもからすると、この福島事故がなければ発生しなかった費用というのは、やはり事故に由来しているというふうに考えるべきだと思うのですが、それはどうでしょうか。

○参考人（萩原） ちょっと由来している、確かに一般的に考えるとそのようなことなんですけど、相当因果関係という法律用語がありまして、これが起こったからこれがというだけでどうかというのはまだわからないと。そこに強い結びつきですか、そういうのがある場合にお支払いして合理的な範囲で払おうというふうに考えるのが、基本的な考え方でやらさせていただいております。先ほど委員長がお話ししたように0.23が、話し合っただけ、これは数字はちょっと幾つとは限りませんが、最終的に払うとか払わないとか、そういうことになるというふうに、委員長のほうからもお話あったように、必ずしも全てやったやつを全て払うというふうな形にはならない可能性は高いと考えております。

○松本 そういった補償をなるべく少なくしようという方向ではなくて、やはりなるべく現状、もとの状態に戻していけるように国として頑張ろうという方向で、それは進めていかななくてはならないことだと思いますので、ぜひよろしく願いいた

します。

○参考人（萩原） はい。

○松本 それからも一つ、資料提供についてなんですけれども、個人情報の問題等がありまして全部出せないことはわかるんですけれども、こうした本当に前代未聞の状況に私たちも直面していますし、なるべくしっかりと情報をお互い共有して向かっていかなければならないと思います。そういう点でなるべくしっかりと情報を出してもらいたいというふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○参考人（萩原） やはり松本委員様からもお話あったように、この個人情報の問題が非常に今問題になっておりまして、例えばこれは柏市様の市民の方ではなく、例えばこの福島の被災された方が今賠償請求をされているんですが、これ全員賠償請求しているのかどうかということで、これをどういうふうに全員賠償請求しているのか。これを見るには、例えば住民の情報を当社にやって、当社に今まで賠償している方と突き合わせるとか、そういうのがあります。なかなかそこが非常に個人情報の問題がありまして、今議論されているというような状況でございまして、なかなか難しい点もありますが、確かに情報、皆さんにしっかりと当社が出せるものにつきましては、しっかりと出して皆さんに安心していただければいいと考えておりますので、出せるものは出していきたいというふうに考えています。

○松本 この議会でもさまざまな場で個人情報というのは問題になります。ただ、私たちが欲しいのは、個人個人を特定する情報ではなくて、それをできない場合には統計処理したものでもいいですし、なるべくそういうものを出していただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○渡部 ただいまの議論を聞いていまして、相当因果関係がという言葉があったり、冒頭確かに謝罪の言葉はありましたけれども、加害者としての責任を本当に強く認識しているのかどうかということに関しては非常に疑問を感じます。今も資料請求のことでありましたけれども、なぜこれが出せないのかわからないんですね。私は、この千葉県内の状況ということで資料請求させていただきましたけれども、賠償請求、自治体がこれだけ損害こうむっているんだよと、これだけお金かかったんだよって、それを集めたものがいわゆる被害の実態なわけですよ。そういう私は、福島のごとは別に、県内のことで聞きますけれども、県内のそういった被害の実態ですね、それは全体像として、金額として、自治体が求めたものとして、東電はきちんとつかんでいるんでしょうか。

○参考人（萩原） 請求いただいたものにつきましては、しっかりとつかんでおります。

○渡部 それが柏市は私たちわかります。柏市が請求している、柏市のかかったものについては、もちろん報告があるからわかります。県内の他の市町村の他の市のそういう請求の内容というのが出されないということが非常におかしいと思うわけですよ。それが県内における全体像なわけですよ。それ当然つかんでいるわけですよ。つかんでいて、それをお示し、示すことができないという、そのあたりに非

常に隠蔽体質ではないかなということを感じて仕方がないんですけども、県内ではこういう状況だというのが、なぜ出せないんでしょうか。

○参考人（萩原） やはりいろいろ市町村のいろんな状況があると思いますので、全てこれ出していいというふうには各市町村から了解とっておりませんので出せないと判断しております。

○渡部 そこがまず、基本的に考え方がおかしいことだと思います。市町村から出てくるのは被害の実態なわけですね。じゃ、金額は出せなくても、各市町村からこれだけの賠償金額が出ていて、県内においては、じゃ、このくらいの被害が、要するにそれは除染であったり風評被害であったり、さまざまな測定の費用であったり、そういう全体像は当然金額として現在つかんでいるということによろしいんですか。それは東電に賠償する、求めていること以外でも、国に対して補償されていることも含めて、全体としてはこのくらいの損害が出ているなということは、それは金額としてつかんでいらっしゃいますよね、当然。出せないだけで金額はつかんでいる、そういうことによろしいですか。

○参考人（萩原） 千葉県内の、千葉補償相談センターに対してということでしたら、請求書をちゃんといただいておりますので、それにつきましてはつかんでいきます。

○渡部 そこに補償センターだけではなくて、現在それぞれの市町村がどのようなお金がかかって、それがどのくらい国から来ているのか、あと東電から来ているのか。その全体像はきちんとつかんでいきますかという、その質問なんです。

○参考人（萩原） ちょっとわかりかねますが、国からどのくらい補助金とかそういうことですよ。それはちょっと当社ではつかんでいないと思います。

○渡部 被害の全体像というのは、当然東電がつかむべきことだと思うんですよ。ですから、そういう金額とかいうことを積極的に、これは国でやってるんだとか、国の指示で自分たちは動いているんだとか、そういうことではなくて、実際にどのくらいの被害状況なのかということ東電自身がしっかりと金額としてつかむということは、それは当たり前のことだと思いますよ。そういうところに本当に人ごとのような印象を受けてしまうんです。先ほどから出ていた個人の請求に対してなんですけども、当然そのコールセンターにも電話をしている方とかいらっしゃると思います。自分はこれだけお金がかかりましたと、それは補償されますかと、そういう相談具体的にあると思います。そういう中で個人に対して東電が支払ったというケースは県内ではありますか。

○参考人（萩原） 私が知る限りないと思っております。

○渡部 先ほどからも出ているようにもう2年4カ月以上がたって、もう実際に初期のころに除染をした人たちなんかもあります。そうすると、実際のそのかかった請求のものだとか、そういうものがもう記憶が薄れたりなくなったりとか、これ本当に迅速に対応しなきゃいけないのに、ここまで引っ張ってきて個人に任せてしまっている。そこのところがまず非常に問題だと思うし、反省をしていただき

たいなというふうに思います。私、実は平成23年7月22日に東電の千葉支社を訪問させていただきました。このとき担当してくださったのは、地域渉外担当の志田さんという方と補償統括の橋本さんという方でした。このときに誠実に対応しますと言いながらも具体的な中身が全く、そのときは示されなかったんですけども、そのときに非常に驚いたことの1つに、私たちも線量計って当然議員さん持っています。東京電力が線量計を1台も持っていなかったということに非常にびっくりしたんですけども、今はどうなんですか。東電のその千葉支社、あとほかにもいろいろありますよね。そこで線量計は保有しているのでしょうか。そのことについてちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人（石橋） 線量計として、個人の線量計としては各社で保管はしてございません。

○渡部 住民のその不安に応えるときにみずからも線量計を持って、その測定したりとか、どういう状況なんだかということ把握する、そういう姿勢が残念ながら東京電力には全くないんですね。線量計が1台もない。その状況がいまだに続いているというのは、私は会社としての、何ていうんだろう、本当に問題な対応ではないかなと思います。

それで、今回その資料請求には全く応えていただけなかったわけですけども、これは県内の、ちょっと前後して申しわけありません。県内の状況については、この許可云々とか、そういうことではなくて、実際の状況がどうだったかという、どうなのかということ、これは公表しても何ら問題はないことだと思いますし、個人の賠償に今一件も応じていなかったということがありました。例えば農家の場合だと農協を通じてという、実際にもう賠償に応じていると思いますけども、個人の賠償というのは、今非常に柏の議会でも問題になっています。これについてはやはり一日も早く、もうこれだけの日数たっているわけですから、しかし、負担をしているわけです。負担していることは、原発事故がなければ負担しなくてもよかったですはずの費用負担をさせられているわけなんですね。それについては全て東京電力が補償するのは、これは当然だと思います。ですから、そのことについても今後、全く今一件もなかったということですけども、今後起きてくるかもしれません。個人情報に触れない範囲できちんと他の市町村の賠償ですね。全体として市町村がどのくらいの負担を背負っているのか。そういう全体像をきちんとつかんでいただいて、その全体像については、議会に対してもきちんと説明していただきたいと思いますので、それはお願いしておきます。

最後に、千葉県内で自治体に出向いて直接東電の方が説明をしたというのは、柏の議会以外でもあるのでしょうか。この柏の議会が今回のような形では初めてのケースなんですか。最後に、そのことをちょっと教えてください。

○参考人（萩原） 柏の市議会様が初めてでございます。ただ、行政の皆さん、各行政のところには賠償の考え方とか、どういうものが賠償できるとか、そういうことは御説明させていただいております。

○海老原 先ほどこちらから出しました質疑項目に対しての所長さんからの御回答なんですけれども、後ほどで結構なので文書でいただきたいと思います。

それから、子供の健康調査について、柏の議会でもすごく問題になっているんですけれども、この低線量被曝が長期にわたって人体にどのような影響があるかということがはっきりとわかっていない状況の中で、しっかりと今回追跡調査をしていくべきだというふうに考えるんですけれども、そういった健康調査に対する費用の補償はどのようにお考えでしょうか。

○参考人（萩原） 先ほども回答させていただきましたように、今一時的にお支払いしているのは政府の避難指示等であったところにつきましての健康調査費用につきましては賠償の対象であるというふうに考えております。そのほかのことにつきましては、各自治体さんの事情をよく聞いた上で賠償できるかどうかを判断させていただくことになると思います。

○海老原 それから、その部分では福島県よりも柏のほうが高い部分もありますので、ぜひ御検討いただきたいと思います。

それから、先ほどから申し上げている民有地の除染や個人の損害賠償についてなんですけれども、御回答の中にありました4番の除染については、国や市町村が行って東電に請求しているということがありました。これ仮に個人の自宅ですとか民有地を自治体が除染をして、その請求を東電にした場合には補償していただけるのでしょうか。

○参考人（萩原） それは特措法に基づいて除染された場合につきましては、当社に求償されて賠償するということになると思います。

○海老原 先ほど0.23マイクロシーベルト以上という数値が出ましたけれども、柏市内全域でそういったところは公共施設は市で除染を行いましたけれども、公共施設が高ければ、その隣の民有地ももちろん高いわけなんですよね。そういったところを今個人で除染したり、市の職員が行って線量をはかって高いところを埋めたりというようなことを対応をずっと行っているわけなんです。ですから、公共地や農地と民有地が違うということはないと思うんです。合理的な因果関係があればということなんですけれども、例えば建物が建っていたその下は、柏の場合、ほぼゼロに近い0.0幾つという数値なんです。空間放射線量ですね。ですけれども、庭だとか雨どいの下というのは非常に高く、基準を超えているようなところは明らかに今回の原発事故由来の放射性物質だということがわかると思います。ですから、きちんとこれがどういう、証拠がなければ補償しないとか、そういった議論ではなくて、もう原発事故によって由来した放射性物質であるということは明らかなので、しっかりとその対応を早急に考えて補償のシステムですとかスケジュールを確立していただきたいと思います。

○参考人（萩原） 先ほどお答えしたように特措法によらないものにつきましても中間指針及び中間指針二次追補にのっとり適切に賠償するというのは、会社としてはやっていくというふうになっておりますが、先ほど申し上げましたように今そこ

の基準等が、まだ本当に申しわけないんですが、決まっていない。委員長からも早く決めろと言われておりますが、それはやらさせていただきますが、ちょっとまだ多少時間がかかるということだけは御理解いただきたいと思います。（私語する者あり）

○海老原 先ほどの回答を文書でいただきたいということに対しては。先ほど読み上げられた御回答を後で文書でいただきたいと。

○参考人（萩原） それはできる方向で考えていきたいと思います。

○委員長 それは早急に出してくださいね。おたくで、社で原稿つくって出されたんでしょうから、所長さんがね。だから、それは公開のものでしょうから、きょう置いて帰ってください。

○参考人（萩原） きょうという、1度ちょっと持ち帰らせていただくわけにいきませんか。

○委員長 早急に出してください。いいですか。

○参考人（萩原） はい。

○委員長 いいですか。隠す必要ないでしょうよ、もう。

○参考人（萩原） それはもう。

○委員長 あなたが言ったこと、発言したことテープ入っているんだから。それ置いていきなさいよ、そんなの。

○市村 もう一度ちょっと千葉補償相談センターというの、場所はどこにあって、一般の市民を対象にしているんですか。一般の市民も対象にしているんですか。

○参考人（平田） 千葉補償相談センターというの、所在地のほうは千葉市にございます。千葉駅のほうにございます。それから、広く、私どもで、まずは私ども先ほど申したとおり50名弱という体制で、千葉県内の福島県からこちらに避難されてきて、来られている方、あるいはこちらで、もともと千葉県の方で農業とか漁業とか、そういった形で被害を、営業として被害を受けられた方、また海沿いの観光業の方とか、あるいは地方公共団体様への賠償とか、そういった対応、もろもろを千葉県内広うございますけれども、四十数名という対応をさせていただいております。そのため私どもとしましては、こちら、基本的にはまずは第一義は、先ほど私どもの所長のほうから申し上げたコールセンターのほうで一時的な御相談とかそういったものはお受けさせていただきたいなというふうに考えてございます。その後、実際に直接聞かないとわからないとか、やっぱりフェースツーフェースで御説明したほうがしっかり御理解いただけるということであれば、私ども参ることはもちろん積極的に足を運びたいと思うんですが、どうしても不在がちにしたりとか、そういったことありますので、まず一義的にはコールセンター、ホームページとかにも公開されております私どものフリーダイヤルのコールセンターで御対応させていただければと思っております。

○市村 委員長、これこのコールセンターというの、市でも広報等で載ってPRしたりしているんですか。

○委員長 いや、していませんよ。

○市村 副市長、この存在と、例えばこの補償相談センターとの連携というのは、今まで何かあったんですか。部長でもいいですよ。

○環境部長 コールセンターの電話番号を広報等で載せたことは多分1度ぐらいはあるのではないかと。ただ、そんなに常々出していることではありません。以上です。

○市村 それで、部長のほうとこの千葉補償相談センターとのコミュニケーションというのはどうなんでしょうか。

○環境部長 当初からいろいろな、内容は違いますけれども、必要なことを文章で要望してきていると。それに対して御回答をいただいていると。また、こういった放射能等災害対策特別委員会などで議論になっていることにつきましても、速やかに私どものほうで御要望できるものは通知していくという形で、それに対するまた回答もいただいているという状況でございます。以上です。

○市村 私ども議会のほうから東京電力の千葉補償相談センターの皆さんにお願いしたいことは、市民でも行政でもいつでも悩み事、この補償に関する相談はお受けできますというような、まず姿勢が大切なんじゃないかなと思うんです。そして、柏市も気軽に、例えば平田さんのところに電話をして、議会でこうやって言われているんだけど、どういうふうに東京電力は考えているんだろうと。例えば文書だけで行ったり来たりしていれば、今の状況では文書だって、東京電力は自信持って出せる文書はないと思うんですよ。やはり相当なお伺いを立てなければ議会で答弁するだけの文書っていうのは出ないわけですから、電話を通してでも、ぜひ今よりも密にコミュニケーションをとっていただい。そうじゃないと、先ほど海老原委員からありましたけど、私の庭の雨水の浸透ますも5個か6個あるんですけども、線量計の、僕のは10マイクロシーベルトまでしかはかれませんが、10出ちゃうんですよ。そうすると、あとは自分でこの浸透ますの中を手で掘って、自分の庭の中に埋めろということしか今のところ指示は出ていないわけですよ。どこかへ移動することもできないし。ですから、当然小さいお子さんをお持ちの方は庭に出るなどか、また市の施策としても、水の確保ということでこの雨水の浸透ますというのを進めてきたわけですよ。そうすると、こういうこともこれから逆に否定していかないと、雨水はもう流したほうがいいと。自宅に放射能がたまってしまうというような物の考え方になってしまうので、ぜひ一番、何というんですか、ホットスポットと言われて人口減まで起こった柏市なんですから、もっと行政と柏市と連携をとってコミュニケーションをとることをお願いしたいと思います。

○委員長 副委員長と交代いたします。

○末永 ちょっと幾つか質問します。東電に全く誠意が見られないんですよ。もうちょっと、本当に苦しんで悩んでいる人がいっぱいいるんですから、もっと、積極的に出てきてちゃんと説明したり対策をしていただきたいんですよ。先ほど所長さんの話では、適切に処置をしたいと、補償もわからないと言っていますね。補償な

んかしくなくていいから、汚染された土壌を持っていく場所、おたくでもよければ社長のうちの住所を教えていただければ、そこで持っていくから、僕らが。だから、処分するところをつくってほしいと言いたくなるんですよ、これは。だから、そういうふうになったら嫌でしょう、困りますよね、それは。だから、ちゃんとした対策を練ってくださいと。練れないんだったら持っていきたいんですよ。住所教えていただければ、すぐ持っていきますから。東電のある営業所ありますね、新柏に、そこへ土のうに入れてぶん投げてくりゃいいわけですから。そんなことされたら困るでしょう。排水口にはいっぱい放射能がたまっているんですよ。

それから、私どもは地面ばかり気にしていたの、今まで。地べただけはかっていたんですよ。ところが、2階の天井のところではかると高いんですよ。なぜかといったら、屋根に落ちたやつが瓦とかそういうところにへばりついているわけですよ。だから、2階のほうが高いんですよ。関東のこの辺の人は大概2階に寝ているんですよ、小さい子供も。そうすると1階よりも2階のほうが高いんですよ、これは。年間1ミリシーベルトという基準言われていますね。それ以上超えるんですよ。だから、そういうこともいろいろ考えたら東電の犯罪行為は非常にひどいというぐらいいんですよ。だから、もうちょっと謙虚な気持ちで東電さんは配慮して、いろんなことをぜひやっていただきたい。

と同時に、全く柏のことわかっていらっしやらないんじゃないかなと思うんですよ。私のところの最終処分場に約2,000トン、これ10万ベクレル超えるものが置いてある。最初わからないで焼却灰を埋めていたんですよ、最終処分場に、持っていったんですよ、知らないで。知ってやっていたんですよ、一部市役所は。だけど、指摘されちゃってやめたんですよ。そのうちに今度は根戸の工場の裏ですね。ここに排水口があって厚生省が来て大騒ぎしました。今は大堀川のほとり、水が集中して集まってくるところ、立入禁止区域になっているんですよ、ここは、ここはね。それ以外に柏市内の豊四季だとか松葉町、松ヶ崎、布施、我孫子の根戸、北柏、この辺は物すごく高いんですよ。戸張から柏市柏、くぼ地のところ物すごく高いんですよ。異常なほど福島のところよりも高いところがいっぱいあるんですよ。ですから、ぜひ東電の皆さんはよく現状を調べて柏市担当窓口をつくってほしいと。除染の仕方はこういうふうにしたらうまくいくよとか、こうなるとこの程度まで大丈夫だから、こうしたほうがいいんじゃないかとかいうのが特措法ですよ、特措法4条、5条ですよ。おたくら5条で自治体に協力しなきゃならないというふうになっていますね。全く協力してないじゃないですか、それは。初めて来たというんでしょう。千葉県内で放射能が高いと言われているのが7自治体ですよ。我孫子市、柏市、野田市、松戸市、鎌ヶ谷市、佐倉市、これ7つになりますか、鎌ヶ谷入れましたか。（「流山」と呼ぶ者あり）流山、7市ですよ。ここが一番高いと言われて、ほかは余りさほど高くはないと言われていきますよね。野田市はほんの一部です。柏の外れがちょっと高いだけです。だから、みんな清水公園に遊びに行くんですよ、子供たちは、安全だから。そういう地理的なことをぜひ千葉県であれば、46人いれば、1

人とパートの人1人つけて、つぶさにわかると。どこに何があると。それ以外に柏市は清掃工場にも何千トンというものが、10万ベクレル近いものがドラム缶に入れてあるんですよ、清掃工場に。それ以外に1億円かけてシェルターをつくって、その中に置いてあるんですよ。物すごい税金、無駄な金をかけてですよ、東電がこんなにまき散らしたために犠牲になっているんです。あなた方は初めて議会にきょう最初謝罪されましたけども、あれは謝罪のうちに入りませんね。もっと早く来てちゃんと物事をきちんと頭を下げなきゃいけませんね。そういう皆さん、きょう現在の姿勢だから、水を垂れ流したりしているんじゃないかと私は思うんですよ。ぜひ社長にこのことを伝えていただきたいんです。お叱りを受けた。あした以降千葉県内の市町村にはぜひ、言われなくても出向いていくような気持ちでぜひやっていただきたいと思います。

そして、具体的に小さなことから、先ほど市村委員も言いましたけども、窓口つくって細かく話し合いをする。そして、お金だけじゃありませんよ。それはもう土を持っていってくれ、汚染土壌を持っていってくればいいんです。何だったら私が毎日運びますよ。みんな市民に呼びかけて。その置く場所がないんです、みんな。困っているんですよ。だから、そういうことをどうしたらいいか。そういうことをぜひやってください。お金は出さないけど、新柏の東電の営業所の脇に積んでいいよといただければ、すぐ今夜から持っていきますけども。そういうふうにみんな困っているんですよ。ですから、そういうことをわかっていたいただきたいと思います。そのことを社長に言っていただきたい。社長の住所と名前を教えていただければ、幾らでも荷物で送りますから、それは。トラックで運びますから。何か8,000ベクレル、4,000ベクレルか、4,000、8,000ベクレル以上は移動しちゃいけないっていうから、7,999にして送るしかないですね、そうすれば。そういうふうになっていくんですよ。困るでしょう、それじゃ。だから、みんな放射能は危ないんだから、きちんと片づけて補償するところは補償して、ちゃんと安心安全なまちにしましょうよ。そういうことをしてください。私からぜひそういうことを、だからぜひ窓口をつくってください、窓口を。いいですか。役所もうそ言うんですよ、役所も。やっているふりして全然。窓口をつくって、ぜひその窓口同士できちんとキャッチボールしてきちんとやっていただきたいんです。また、ぜひお越しいただきたいんです、呼んだら、逃げないで。よろしゅうございますか。

○参考人（萩原） はい。

○末永 ぜひ来てくださいね。声が小さいですよ。来たくないような声で。

○参考人（萩原） はい。

○末永 では、来てくれることをお願いして。

○副委員長 委員長に交代します。

○石井 農家の風評被害の請求、これ来ていますよね。支払いしていると思うんですけども、3月いっぱいだったですか、これ請求で補償したの。何かそうだったじゃないんですかね。それで、何件ぐらい来ていますか、柏市で。この農家の要する

に補償で何件ぐらい来ています。請求していない人いっぱいいるわけですよ。それというのは手続きがすごく大変なんですよ。そのために行っていないと思うんですよ。何件来ているかわかりますか。

○参考人（平田） 結論から、それに対するストレートな回答というのは申しわけありません。きょう持ち合わせてはおりません。ただ、個人で私どもでやりとりされる方と、組織としてJAとか通じて、JAが一括してまとめられて私どもに御請求というパターンもございますので、ちょっと何件というのは、きょうまずもって数字なくて申しわけないところであるんですが、そのJAの下に何人いらっしゃるというところとか、私ども明確にわからない部分もありますので。

○石井 JA通しても個人で行っているわけだよな。

○参考人（平田） そうですね。JAが取りまとめ……

○石井 戸数は掌握できるわけでしょう。

○参考人（平田） そうですね。

○石井 個人情報じゃなく、何件というのはあるわけでしょう。

○参考人（平田） はい。

○石井 柏市には農家が何件あるというのはわかっているわけです。

○参考人（平田） そういう意味では……

○石井 その中の何件が補償されている。それで、補償というか、その手続きがすごく大変なんですよ。だったら、税務署の申告とか簡素化、それでやればみんなその税務署の申告の用紙だけ、それだけで済めばいいんです。何をつくったとか何を持っていったとか、そういうことがなかったら。税務署の申告なら一番いいでしょう。そういうことも考えないで、何をつくったから幾ら、何をつくったから幾らという、そんな細かいことやったらできないですよ。だから、手続きの簡素化をしてもらいたいということです。税務申告の農家のあれだったら全部出るでしょう。何をつくろうと関係ないでしょう。それだったら全員やれるでしょう。それに対してはどう考えますか。

○委員長 東電さん、そういう不満なり不明な点ありますから、持ち帰って簡素化したり、あるいはどうしたらいいかという検討してくださいよ。税務署のつくった収入だけで補償する、しないというんじゃないで、そうじゃないので、ちょっとどうしたらいいのか、ちょっと検討してください。全く売れないですから。お願いします。

石井さん、いいですか。

○石井 それと、今でもやっぱりことしもタケノコとかは出荷停止だったですよ。そうすると、県のほうで竹山なんかを切るといようなことも聞いたんですよ。でも、切りっ放しなんですよ。片づけてはくれないんだ。片づけないということは、もうずっとそのままなんだよね。だから、そういうふうなところはどこまで考えているのか、それもちょうと聞いてもらい——何とかそっこのほうで、後でもいいですから。

○委員長 東電さん、答えられますか。

○参考人（萩原） ちょっと詳しく、今の話だけだとわからないんですが、例えばそうやって切って伐採した。あと処分しなきゃいけないと。そういうのは追加的費用と当社で呼んでいるんですが、そういう追加的費用がある場合はよくお話を聞かせていただいて、かかった費用について賠償できるものは賠償させていただくという形になります。ただ、県のほうで何か一斉にやったりしているということのお話ですと、ちょっと県とよくお話を、実態を聞いてやらさせていただくことになると思います。

○委員長 そのやり方も含めて、柏市も放射線対策室がありますから、優秀な職員がいますから、そこで打ち合わせて、こういうふうにしたらできるから、こういうふうに出してくれと。全額補償できるかどうかわからんけども、処分をするならこうするよ、こうできるよとかいう打ち合わせを細かくやってくださいよ。できるだけ放射能を下げるようにしましょうよ。

○参考人（萩原） はい、ありがとうございます。

○委員長 ほかにございますか。——なければ、以上で質疑を終結いたします。

---

○委員長 以上で本日の放射能等災害対策特別委員会を閉会いたします。

午後 4時44分閉会